

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

鋸南町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする

2 促進計画の目標

1. 鋸南町全域

(1) 現況

房総丘陵の麓に存する地域は、急傾斜地域で棚田等において稻作経営が行われている。また地形の特徴を活かした特産の日本水仙の栽培経営も盛んである。特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きく、農業者の減少・高齢化・有害獣被害等により集落機能の低下している地域も多いことが課題である。

一方、佐久間川流域に広がる平坦な地域では、水稻生産と地域特産の食用なばなの生産が盛んで、近年食用なばなにおいてエコファーマーを取得した生産者もあり、地域において更なる環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。また日常の農道・水路の維持管理や将来的に老朽化した施設の長寿命化を図ることも必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	促進計画の区域全域	法第3条第3項第各号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあってはその区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し町が必要と認める事項

- (1) 法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するに当たり、県、実施市町村、農業団体等で構成する推進組織へ参画することとする。
- (2) 法第3条第3項第2号及び第3号に掲げる事業についても、必要に応じて(1)による推進組織を活用できることとする。
- (3) 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地等の基準については別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

（特定農山村法 過疎地域自立促進特別措置法 半島振興法）

イ 対象農用地

（ア）急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

（イ）自然条件により小区画・不整形な田

（ウ）積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

（エ）千葉県知事が地域の実態に応じて指定する区域

（2）対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば鋸南町水田農業ビジョン等に定められた者など地域の実情に合わせて町長が認定する者とする。

（3）その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、記述するものとする。